

○東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔 令和 3 年 1 月 28 日 〕
〔 条 例 第 2 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）その他別に定めのあるもののほか、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）における廃棄物の再生及び処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一般廃棄物処理計画の告示)

第 3 条 東総地区広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、法第 6 条第 1 項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画を定めたときは、告示するものとする。計画に重要な変更を生じたときも、同様とする。

(一般廃棄物を搬入できる者)

第 4 条 組合の施設に一般廃棄物を搬入できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）の直営及び委託により一般廃棄物の収集運搬をする者
- (2) 一般廃棄物の収集運搬を業とするもので関係市の長の許可を受けた者
- (3) 関係市の区域で排出された一般廃棄物を直接搬入する者

(一般廃棄物の受入れの基準の遵守等)

第 5 条 組合の施設に一般廃棄物を搬入する者は、次に掲げる受入れ基準に従わなければならない。

- (1) 関係市の区域で排出された一般廃棄物であって、適正に処理することが困難なものとして管理者が指定したものでないこと。
- (2) 関係市及び組合の一般廃棄物処理計画に従い適正に分別すること。
- (3) 組合の施設における処理に支障が生じない形状又は寸法にする等必要な措置を講ずること。
- (4) 特定家庭用機器再商品化法（平成 1 0 年法律第 9 7 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器が含まれていないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、搬入に際し管理者の指示に従うこと。

2 管理者は、一般廃棄物を搬入しようとする者が前項の基準に従わない場合は、その一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第6条 組合が法第11条第2項の規定により一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物(法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物は除く。)は、当該産業廃棄物の処理が一般廃棄物の処理又は組合の施設の機能に支障のない範囲内において、一般廃棄物処理施設の目的外使用について環境大臣が定める要件を満たしたものとする。

2 管理者は、前項の規定により産業廃棄物を処理する場合には、議会の議決を経るものとする。

(一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第7条 組合が一般廃棄物の運搬又は処分(再生を含む。)を組合以外の者に委託する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(2) 受託者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

(3) 受託者が自ら又は非常災害時において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第1条の7の6で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。

(4) 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、組合において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 管理者は、一般廃棄物の搬入時に当該廃棄物の搬入をした者から、別表に定める手数料を徴収する。

2 前項の規定による手数料の徴収方法は、現金又は納入通知書によるものとする。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第9条 管理者は、災害その他特別な事情があるときは、前条に規定する一般廃棄物処理手数料を減額又は免除することができる。

(技術管理者の資格)

第10条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次に掲げる資格のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に掲げる者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 省令第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

一般廃棄物処理手数料

取扱区分	手数料
一般家庭から排出されるごみで自ら組合の施設に搬入した場合	10キログラムにつき100円
事業所から排出されるごみで自ら組合の施設に搬入した場合	10キログラムにつき200円
関係市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が組合の施設に搬入した場合	10キログラムにつき200円
小動物(犬猫等)の死体を自ら組合の施設に搬入した場合(ペットに限る)	1頭につき500円
(摘要) 10キログラム未満の端数は10キログラムとみなす。	

